

1. 基本的な考え方

- ・介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが、利用者に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、おかれているその他の状況に応じて、その選択にもとづき、適切なサービスや事業等が包括的かつ効率的に専門的な視点から必要な援助を行うものです。
- ・利用者の生活上の困りごとに対して単にそれを補うだけのサービスの当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」の視点を踏まえた内容となるようアプローチすることを重視していきます。
- ・介護予防ケアマネジメントは、予防給付の介護予防支援と同様、利用者本人が住民登録した住所地の担当地域包括支援センターが実施します。市町村の状況に応じて、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所に対する委託も可能とされておりますが、本市の場合、原則、委託は認めません。

【介護予防支援と介護予防ケアマネジメント】

利用者区分	利用サービス等	マネジメント費	費用区分	請求先	給付管理
要支援1・2	予防給付のみ	介護予防支援費	予防給付	国保連合会	必要
	予防給付+総合事業(指定事業)(委託事業)	介護予防支援費	予防給付	国保連合会	必要
	総合事業(指定事業)+ (委託事業)	介護予防ケアマネジメント費	総合事業	国保連合会	必要
	総合事業(指定事業)のみ	介護予防ケアマネジメント費	総合事業	国保連合会	必要
	総合事業(委託事業)のみ	介護予防ケアマネジメント費	総合事業	市	不要
事業対象者	総合事業(指定事業)+ (委託事業)	介護予防ケアマネジメント費	総合事業	市	必要
	総合事業(指定事業)のみ	介護予防ケアマネジメント費	総合事業	市	必要
	総合事業(委託事業)のみ	介護予防ケアマネジメント費	総合事業	市	不要

※総合事業(指定事業); 通所相当サービス、通所緩和サービス、訪問相当サービス、訪問緩和サービス

※総合事業(委託事業); 平成29年度は短期集中予防サービスのみ実施予定

2. 介護予防ケアマネジメントの種類

- ・介護予防ケアマネジメントについては、国から下記の3類型が示されています。
本市においては、移行当初はケアマネジメントAのみ実施する方向で検討中です。

分類	概要
ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)	指定事業所によるサービスを利用する場合等に実施することが想定されています。
ケアマネジメントB (簡略化した介護予防ケアマネジメント)	指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等に実施することが想定されています。ケアマネジメントAより、サービス担当者会議の実施やモニタリング等が簡略化されます。
ケアマネジメントC (初回のみ介護予防ケアマネジメント)	一般介護予防事業等を利用する場合等に実施することが想定されています。利用者の自立に向けた意識を持続・向上できるよう1年以内に1回のモニタリングを実施します。

3. 報酬及び委託料

- ・介護予防給付における介護予防支援の報酬については、今まで通り国が定めた報酬額が適応されます。(平成29年度は報酬額及びサービスコードの変更はありません。)
- ・総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業費)の費用は、各市町村が独自に決めることになっており、本市の委託料については、下記のとおりとなります。

①国保連合会経由で支払う介護予防ケアマネジメント費

サービスコード		算定項目		単位数	算定単位
種類	項目				
AF	2111	イ 介護予防ケアマネジメント費	要支援1・2	430	1月につき
AF	4001	ロ 初回加算		300	
AF	6131	ハ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		300	

②市で直接支払う介護予防ケアマネジメント費

検討中(市の平成29年度予算で確定)

【 注意点 】

要支援1・2認定者の場合は、月末での「サービス利用実績」により、ケアマネジメント費の種類と請求先が違ってきますので、注意してください。

本来のプラン	サービス利用実績	ケアマネジメント費	請求先
介護予防支援で ・予防給付 ・総合事業（指定） ・総合事業（委託） の利用を計画	・予防給付 ・総合事業（指定） ・総合事業（委託） を利用	介護予防支援費	国保連合会
	・総合事業（指定） ・総合事業（委託） を利用	介護予防ケアマネジメント費	国保連合会
	・総合事業（指定） のみを利用	介護予防ケアマネジメント費	国保連合会
	・総合事業（委託） のみを利用	介護予防ケアマネジメント費	市

4. 地域包括支援センターと利用者の契約について

- ・利用者が予防給付における介護予防支援及び総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を受ける場合は、地域包括支援センターとの「契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要。
- ・契約書及び重要事項説明書は、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントが一体となった書式を使用してください。
- ・介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを行き来する利用者についても、一体となった書式を利用することで、改めての契約は不要となります。（間に介護給付や小規模多機能型居宅介護が入った場合は再契約の必要があります。）